

ご存じですか？

社会福祉法人で働いている方だけが加入できる  
施設役員・職員の福利厚生充実や人材確保に有効な  
保険事業があります！

公益財団法人 社会福祉振興・試験センターによる

# 社会福祉施設 従事者相互保険

(災害保障特約付団体定期保険)

全国で  
約5,500法人施設  
約16万人が  
加入！  
(2018年7月1日時点)

福利厚生が  
しっかりしていると  
安心！



## 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

昭和21年に設立され、「社会福祉士」「介護福祉士」「精神保健福祉士」の国家試験の実施・資格の登録などをおこなっています。

本制度は福利厚生の一環として全国の福祉施設等から強い要望を受け、昭和49年に作られました。



## ◆加入対象

社会福祉法人に勤めている  
 加入日・更新日現在満14歳6ヶ月超～満70歳6ヶ月までの方  
 (施設全員加入：施設単位で全員同一コースにご加入いただきます)

## ◆コース内容

A～Fの6つのコースからひとつのコースをご選択できます



コース	A	B	C	D	E	F
<b>保障額</b> (死亡・高度障害)	150 万円	200 万円	250 万円	300 万円	400 万円	500 万円
<b>年間掛金</b> (実質年間掛金) ※	4,260円 (2,556円)	5,280円 (3,168円)	6,540円 (3,924円)	7,800円 (4,680円)	9,780円 (5,868円)	11,760円 (7,056円)
<b>1ヶ月分掛金</b> (実質1ヶ月分掛金) ※	355円 (213円)	440円 (264円)	545円 (327円)	650円 (390円)	815円 (489円)	980円 (588円)

本資料に記載の掛金等は2018年7月1日現在のものであり、将来変更されることがあります。掛金は半年払で、年間掛金とは年2回の掛金合計です。詳しくはパンフレット(団体定期保険加入勧奨資料)および「契約概要」、「注意喚起情報」をご覧ください。

※ 表中記載の『実質掛金(年間・1ヶ月分)』は、掛金に対する割戻率が40%となった場合に、割戻金を掛金から差し引いた金額であり、確定している金額ではありません。割戻金は保険期間満了後に収支計算を行った結果、剰余金が発生し、保険会社から配当金の支払があった場合に、加入施設へ公益財団法人社会福祉振興・試験センターよりお支払することとしています。なお、将来のお支払をお約束するものではありません。

## ◆保障内容

病気を含む死亡・高度障害状態、不慮の事故による入院  
 24時間保障：業務上・業務外を問わず保障します



## ◆割戻金実績

割戻金は各年度において次のとおりの実績でお支払いしておりますが、将来のお支払いをお約束するものではありません。

2018年 47.6%

2017年 47.4%

2016年 44.9%

【引受保険会社】 ジブラルタ生命保険株式会社(事務幹事会社) 富国生命保険相互会社 日本生命保険相互会社  
 明治安田生命保険相互会社 第一生命保険株式会社 太陽生命保険株式会社 住友生命保険相互会社



あなたのライフプラン・コンサルタント

**ジブラルタ生命保険株式会社**

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10